別表第十三　削除

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「とする」を「その他これに類するものとする」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十五の九第二項の改正規定の次に次のように加える。

第十八条の十五の十二を削る。

第一条中租税特別措置法施行規則第二十二条の二十の二の改正規定を次のように改める。

第二十二条の二十の二第六項中「第三十九条の三十五の二第十六項」を「第三十九条の三十五の二第十五項」に改め、同条第七項中「第三十九条の三十五の二第十六項」を「第三十九条の三十五の二第十五項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の二第十三項」を「第三十九条の三十五の二第十二項」に改める。

第一条中租税特別措置法施行規則第二十二条の二十の三の改正規定を次のように改める。

第二十二条の二十の三第五項中「第三十九条の三十五の三第十三項」を「第三十九条の三十五の三第十二項」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十五の三第十三項」を「第三十九条の三十五の三第十二項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十五の三第十項」を「第三十九条の三十五の三第九項」に改める。

附則第一条第五号中「第二十二条の八十三」に改める部分に限る。）」の下に「、同令第十八条の十五の十二を削る改正規定」を、「第三章に一条を加える改正規定」の下に「並びに附則第六条の二の規定」を加える。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（合併等により外国親法人株式の交付を受ける場合の課税の特例に関する経過措置）

第六条の二　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十八号。以下この条において「平成二十七年改正令」という。）附則第二十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十五条の十四の規定に基づく旧規則第十八条の十五の十二の規定は、なおその効力を有する。

第四条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第三条の十七の二第五項の改正規定中「第十八条の十二第二項」の下に「及び第三項」を加え」を「第十八条の十二第二項」を「第十八条の十二第三項及び第四項」に改め」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第二項第一号の改正規定中「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。第八項第一号、第十七項第一号、第十八項第一号及び第二十項第一号において同じ。）」を削り、同条第十九項第一号の改正規定中「（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び生年月日。第二十一項第一号及び第二十二項第一号において同じ。）」を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十八条の十五の四第一項の改正規定を次のように改める。

第十八条の十五の四第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「又は住所」を「、住所又は個人番号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十八条の十五の五第一号の改正規定、第十八条の十五の六第一号の改正規定及び第十八条の十五の九第二項第一号の改正規定中「（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を削る。

第一条のうち、租税特別措置法施行規則第十九条の十四第一号の改正規定中「第十九条の十四第一号中」の下に「「住所」の下に「（個人番号を有する者にあつては、氏名、国籍、住所及び個人番号）」を「」を加え、同条に一項を加える改正規定中「第二十七条第三項」を「第二十六条の二十二第三項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第十九条の十四の二第一項中「第十一項第五号」を「第十四項第五号」に改め、同項各号中「第十一項」を「第十四項」に改め、同条第四項第一号中「所在地等」という。）」の下に「（法人番号を有する外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関にあつては、名称、所在地等及び法人番号）」を加え、同条第六項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第九項第一号中「営業所等の名称及び所在地」の下に「（法人番号を有する外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関にあつては、名称及び所在地等並びに法人番号又は営業所等の名称及び所在地）」を加え、同項第二号中「変更後の名称又は所在地等」の下に「（法人番号を有することとなつた外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関にあつては、当該法人番号）」を加え、同条第十三項を同条第十六項とし、同条十二項中「第二十七条第五項」を「第二十七条第六項」に改め、同項を同条第十五項とし、第十一項第一号中「営業所等の名称及び所在地」の下に「（法人番号を有する外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関にあつては、名称及び所在地等並びに法人番号又は営業所等の名称及び所在地）」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11　施行令第二十七条第四項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一　法人番号通知書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第三十八条（同令第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面をいう。次号イにおいて同じ。）で、国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたもの

二　イ又はロに掲げる書類及び第五項各号に掲げる外国法人の区分に応じ同項各号に定める書類（イ及びロに掲げるものを除く。）

イ　法人番号通知書（前号に掲げるものを除く。）

ロ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十八条第四項の規定により公表されている当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）に係る電子計算機を用いて出力することにより作成した書面（国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限る。）

12　施行令第二十七条第四項に規定する財務省令で定める事項は、外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号とする。

13　非課税適用申告書等を受理した国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長は、当該非課税適用申告書等に、当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の事務所等に係る国内金融機関等又は金融商品取引清算機関の法人番号を付記するものとする。

第一条のうち、租税特別措置法施行規則第二十条第九項第一号の改正規定中「第二十条第十二項第一号」を「第二十条第十三項第一号」に改め、同条第十四項第一号、第十五項第一号、第十六項第一号、第二十一項第一号及び第二十二項第一号」を「同条第十七項第一号、第十八項第一号、第十九項第一号、第二十四項第一号及び第二十五項第一号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十二条の七第六項第一号、第八項第一号及び第九項第一号、第二十二条の八第二項第一号、第二十二条の九第二項第一号、第三項第一号、第七項第一号及び第八項第一号、第二十二条の九の二第三項第一号、第二十二条の九の三第二項第一号、第三項第一号及び第四項第一号並びに第二十二条の十五第一項第一号、第二十二条の十七第一項第一号、第二十二条の十九第七項第一号の改正規定中「、第二十二条の十七第一項第一号」を「並びに第二十二条の十七第一項第一号」に改め、「並びに第二十二条の十九第七項第一号」を削る。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十二条の二十三第九項第一号、第十四項第一号、第十五項第一号、第十六項第一号、第二十一項第一号及び第二十二項第一号、第二十二条の四十四第一号、第二十二条の四十五第四項第一号、第二十二条の四十六第三項第一号、第二十二条の四十七第一号、第二十二条の四十八第一号、第二十二条の五十六第二項第一号、第二十二条の五十七第一号、第二十二条の五十八第一項第一号及び第二項第一号、第二十二条の五十九第七項第一号、第二十二条の六十四第四項第一号、第六項第一号、第八項第一号、第九項第一号、第十項第一号、第二十二条の六十九第六項第一号、第八項第一号及び第九項第一号、第二十